

「いしかわ子どもの権利基本条例（案）」の パブリックコメントで寄せられた意見の概要について

1 実施期間

令和7年7月25日（金）から8月25日（月）

2 寄せられた意見の概要 51件（25名）

＜意見の例＞

○条例案に関する意見

- ・子ども自らが子どもの権利の理解を深めることが重要。大人が、子どもが被害者にならないよう見守ることも必要だが、子ども自身が、何かあった時に、この状況がおかしいと気づくことができることが必要
- ・条例は石川県の子どもにとって必要。能登地震で辛い思いをしている子どもに寄り添うためにも、また、子ども自らが思いを發してよいということを伝えるためにも条例は今石川県に必要
- ・県、市町、保護者、学校、県民と多様な人が心がけるべきことが明記されている条例案であり、自分が子どものために何を行えるのかを考えるきっかけとなる など

○子ども施策に対する提案

- ・子どもの権利の普及・推進に学校の関与は欠かせないため、教育委員会と連携しながら進めるべき
- ・意見表明・社会参加の促進について、具体的にどのような環境を整備するのか
- ・子どもが健やかに成長するためにも子どもが安心していられる居場所づくりが必要 など

○その他

- ・有識者会議が開催されたとのことだが、誰が参加したのか
- ・条例の制定にあたり、子どもから意見を聴く必要があるが、どの層からどのように聴取したのか など

3 結果の公表

寄せられた意見及びそれに対する県の考え方は、石川県県民意見募集制度（パブリックコメント）指針に基づき、条例の制定に併せて公表